

■初期対応

- ・ 校長、教務主事、学生主事、事務部長、総務課長、学生課長、学級担任、その他必要と認められる者に第一報
- ・ 関係する複数の教職員で対応
- ・ 事実確認を行う
- * 被害学生、加害学生、関係学生への事情の聴き取り、学生相談室への相談状況等の確認
- * 被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する
- * 必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する
- ・ 学級担任から加害学生の保護者への連絡
- ・ 学級担任から被害学生の保護者への連絡

■情報収集

- ・ 被害学生・加害学生・周囲にいた学生から事情の聴き取り
- * 被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害学生からの報復を恐れず真実を語るよう援助する
- * 加害学生からの聴き取りでは、学生が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける
- * 不測の事態に備え、学生を一人にしない
- * 関係する複数の教職員で、関係する学生からそれぞれ別室で聴き取る
- * 学生自身に状況を書かせる
- ・ 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ
- ・ 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）
- * いじめ対策委員会で収集した資料等については、誤った廃棄等なされないよう、高専機構文書管理規程並びに本校文書管理規程に基づき組織的に適切に管理する

■報連相

- ・ 校長に報告した上でのいじめ対策委員会の開催
- * 情報集約
- * 被害学生・保護者への対応・支援、加害学生・保護者への指導・支援
- * 他の学生への対応
- * 今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成
- ・ 学生会議、学生相談室会議、主管会議の開催
- * 今後の対応策の見当と役割分担
- ・ 関係学生への指導・支援、他の学生への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との

連携について協議

□重大事案は高専機構本部学務課に報告

■学生への対応

被害学生への対応

- ・共感的理解に基づく指導・支援
- *本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する
- *今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する
- ・教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

加害学生への対応

- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す
- ・叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害学生の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う
- ・形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する
- ・心のケアを行う

周囲の学生への対応

- ・周囲の学生からいじめの情報提供があった場合
- *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る（その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する）
- *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する
- ・「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる

■保護者への対応

- ・電話による概要説明を行う。
- *事実のみを正確に伝え、必要に応じて保護者に来校してもらい、学生を引き渡す。
- ・保護者の前では、学生及び保護者の心情を理解し、誠意をもって対応する。
- ・必要に応じて、カウンセリングを受けさせる。